

総務常任委員会調査報告書

1 調査事件

財政運営について

2 調査目的

本町は、合併して3年が経過し、これから大型事業に着手する時期を迎えているので、合併時に合併協議会で計画した新・まちづくり計画や、合併調査特別委員会で調査した財政計画に基づいた町づくりの推進による、財政運営の現況並びに今後の財政運営のあり方について調査を行うこととした。

3 調査経過

平成20年 6月11日（会期中）

平成20年 6月17日（会期中）

平成20年 7月 4日

平成20年 7月24日

平成20年 8月 5日～8月7日

視察調査（兵庫県川西市、奈良県葛城市、兵庫県篠山市）

平成20年 8月22日

平成20年 9月 3日（会期中）

平成20年 9月26日

平成20年10月20日

平成20年11月 4日

平成20年11月20日

平成20年11月28日

平成20年12月 1日

4 調査結果

〔現況〕

現在、国、地方をとりまく財政状況は極めて厳しい状況である。国において三位一体の改革が進められ、その結果、地方自治体の財政運営はますます厳しい状況に置かれることとなった。

本町の歳入においては、合併支援策もあって地方交付税は横ばいで推移してはいるものの、その他の歳入においては、社会情勢の悪化もあって、収入未済額の増加や徴収率が低下している。加えて、歳出においては、類似団体と比較して人件費や公債費の占める割合が高くなっており、財政状況の厳しさがうかがえる。

本町は、行政改革大綱に基づいた集中改革プランの実施や職員定員適正化計画の推進などによる効率的な運営を維持しつつ、町民の協働と参画で「日本一住みやすく住み続けたいまち」の実現に取り組んでいるところである。

〔課 題〕

(1) 町税について

- (ア) 町税は、法人税、固定資産税、都市計画税が減額傾向にあるものの、町民税の増額により、町税全体としては増額している。町民税が増額した主な要因としては、定率減税の縮小及び廃止、所得割額の税率が累進課税から一律課税へ変更となったためである。
- (イ) 年々収入未済額が増加しており、徴収率が低下している。集中改革プランにおいて、平成 19 年度の徴収率の数値目標が設定されているが、決算数値は全て下回っている。

(2) 人件費について

- (ア) 本町は現在、職員定員適正化計画の推進に取り組んでおり、本年 4 月 1 日で 280 人と計画していたが、実際には 273 人となっており、計画以上に削減が進んでいる。しかし、その一方では、非正規職員が合併時と比較して 43 人増加している。
- (イ) 人口一人当たりの人件費は、全国類似団体においては 68,867 円に対し、本町は 92,539 円となっており、本町の人件費は類似団体と比較して高くなっている。その主な要因は、合併に伴い類似団体と比較して職員数が多くなっていることに加え、臨時職員を嘱託職員にしたことなどが考えられる。

(3) 公債費について

- (ア) 公債費は平成 21 年度にピークを迎える。これは、響ホールの一括償還分が加わるため、公債費比率も 21%を超えると見込まれている。
- (イ) 国は地方自治体の財政負担の軽減を図るため公的資金補償金免除繰上償還を特例措置として実施しているが、平成 22 年 3 月までの期限付きである。

(4) 地方交付税について

- (ア) 地方自治体では、国の三位一体の改革などから交付税が減額されている中、本町においては、合併支援策もあって地方交付税は過去 3 年間 45 億円前後で横ばいに推移している。今年度、地方交付税のうち普通交付税が地方再生対策費の効果もあって 4,136,000 千円で、前年度比 3.5%増となっている。今後も交付税の確保が課題である。

(5) 繰出金について

- (ア) 特別会計への繰出金が年々増額している。なかでも、老人保健、介護保険、下水道事業への繰出しが増えている。
- (イ) 下水道事業は、平成 21 年度にほとんどの工事を終了する予定である。平成 19 年度までの起債発行額で見ると償還のピークは平成 25 年度であり、償還額は 516,968 千円である。

(6) 合併特例債について

- (ア) 合併特例債は限度額 7,370,000 千円で、財政計画ではその 80%の 5,896,000 千円を計上した。現在までで新産業創造館整備工事に 74,300 千円、酒田地区広域行政組合建設負担金に 80,100 千円の合わせて 154,400 千円を活用した。合併特例債は、今後の大型事業に活用する予定である。

(7) 過疎対策事業債について

(ア) 現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成 21 年度で期限切れとなる。

(8) 大型事業について

(ア) 教育施設の耐震化は、今年度で狩川小学校が終了し、残る対象施設は、余目地域の 4 つの小学校と余目中学校の西体育館である。耐震補強工事費として 783,000 千円を想定している。

(イ) 八幡スポーツ公園は、現在設計段階であるが、来年度、屋内多目的運動場の建設費や用地取得費を予算化する予定で、総額で 950,000 千円を想定している。

(ウ) 文化の森 期計画は、用地取得や緑地公園整備などに 300,000 千円を想定している

(エ) 中心市街地活性化については、駅前倉庫の引き続きの整備として、設計費や工事費に 420,000 千円を想定している。

(オ) 給食センター建設の事業費は、総額で 610,000 千円を想定している。

(カ) 国営最上川下流沿岸農業水利事業における本町の負担は 1,030,000 千円を想定している。

(9) 臨空工業団地の債務負担行為について

(ア) 臨空工業団地の債務負担行為については、3 年ごとに、公社が町から公社の運営や土地の販売の業務受託を行ってきた。現在、平成 20 年度から平成 22 年度の期間の中で初年度であることから、結論は出ていないが、これまでも、3 年間の受託の中で、町が買い取る事となっていたが、お互いの協議の中で先へ送ってきていた。

(10) ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）について

(ア) ふるさと応援寄附金は、税法改正によって今年度から導入されたもので、10 月末日現在で 11 件、713,000 円となっている。

(11) 町有財産について

(ア) 町有財産の普通財産で旧栄町団地、旧表町町営住宅、旧月屋敷町営住宅の跡地は、売却するために購入先を公募中であるが、買い手が見つからない状況である。

(12) 基金について

(ア) 地域振興基金については、当初 600,000 千円の積立で計画していたが、平成 19 年度に 600,000 千円を積み増した。平成 19 年度に、基金が増額している主な要因は、この地域振興基金である。

(イ) 本年度、土地開発基金の 212,506 千円を減債基金に積み立てた。

(13) 財政指標について

(ア) 財政力指数は、平成 19 年度 0.34 と上向いてはきているが、類似団体の平成 18 年度の平均値は 0.80 であり、本町の財政力の低さがうかがえる。

(イ) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率が年々悪化しており、平成 19 年度は 94.7% である。類似団体の平成 18 年度の平均値は 81.7% である。

(ウ) 平成 21 年度の公債費比率は、響ホールの一括償還分が加わるため 21% を超える予定である。類似団体の平成 18 年度の平均値は 10.9% である。

(エ) 公債費負担比率については、一般的には財政運営上 15% が警戒ライン、20% が危険ラインとされているが、本町の平成 19 年度は 21.0% である。類似団体の平成 18 年度の平均値は 12.9% である。

(14) 自治体財政健全化法（財政指標比率）について

(ア) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、平成 19 年度決算から監査委員の審査に付した上で財政指標比率を公表することになったもので、財政指標比率として、実質赤字比率・連結赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率の 5 つがある。

(15) 公会計について

(ア) 公会計は、地方公共団体における行政改革の更なる推進のために、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の 4 表を整備し、情報の開示に取り組むこととしており、本町は、平成 23 年度（平成 22 年度決算分）まで公表が義務付けられている。

〔意見〕

(1) 町税について

(ア) 財政基盤の強化として、徴収率の向上が重要であり、収納率向上アクションプランの推進にこれまで以上に努力すべきである。

(2) 人件費について

(ア) 人件費については、合併前の旧余目町時代において「人件費は町税でまかなう」の考え方があったが、新町においても将来像としての努力目標として、人件費の削減の指標として、考慮すべきである。

(イ) 給食センター設立においては、職員配置も含めその運営方式について、早急に検討すべきである。

(ウ) 正規職員は計画以上に削減が進んでいるが、それに変わり非正規職員が年々増員している。これは、正規職員の削減によって行政サービスが低下しないための一時的な対応と思われるが、非正規職員の増員は厳につつしむべきである。

(3) 公債費について

(ア) 響ホールの償還については、平成 21 年度に一括償還分も合わせて 401,940 千円の償還額となり、公債費比率が 21%を超えると見込まれているが、繰り上げ償還した場合は、約 910 万円の財政メリットがあり、今年度の 9 月補正予算で、土地開発基金の 212,506 千円を減債基金に積み立てたが、繰り上げ償還すべきである。

(イ) 国の特例措置の公的資金補償金免除繰上償還は利子負担の軽減がはかられ有利なため、期限付きであることから積極的に活用すべきである。

(4) 地方交付税について

(ア) 合併にともなう主な財政支援措置として、普通交付税では合併補正と合併算定替があり、特別交付税では合併支援分があるが、合併補正は 5 年間の期限付きで、合併算定替は合併して 11 年目から 5 年間で保障額が減額され、合併支援分は 3 年間の期限付きであることから、財政運営にあたっては十分な留意が必要である。

(5) 繰出金について

(ア) 特別会計への繰出金の推移を見ると年々増額している。このうち、農業集落排水事業への繰出しは、使用料などの独自財源で運営がまかなえていないことも要因であるので、使用料を下水道の使用料に合わせるなど、これまで以上に経営改善に取り

組むべきである。

(6) 合併特例債について

(ア) 合併特例債は充当率 95%で、元利償還金の 70%が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるということで有利な起債ではあるが、残りの約 1/3 は独自財源であるため、活用にあたっては十分な留意が必要である。

(イ) 合併特例債を活用した場合には、活用した額の何%かを積み立てることを検討すべきである。

(7) 過疎対策事業債について

(ア) 過疎対策事業債は、70%が地方交付税の基準財政需要額に参入されることから有利な起債であるが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成 21 年度で期限切れとなるため、法の延長のための要望活動に、これまで以上に力を入れるべきである。

(8) 大型事業について

(ア) 今後想定される主な事業には、合わせて 4,093,000 千円の事業費が見込まれており、その財源の内訳は、国県補助金が 527,000 千円、地方債が 2,996,000 千円、一般財源が 570,000 千円で、起債の主なものは、学校教育施設等整備事業債、過疎対策事業債、合併特例債等の起債の活用が考えられているが、事業の実施に当たっては、計画通り有利な起債を活用すべきであるが、社会情勢の変化によっては、弾力的に対応すべきである。

(イ) 大型事業を実施するにあたっては、地方債の償還や維持管理費、あるいは、普通交付税が合併 11 年目から段階的に減額されることなども考慮し、財政状況を見通して取り組むべきである。

(9) 臨空工業団地の債務負担行為について

(ア) 公社の経営健全化計画は、計画期間が平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間となっており、計画期間に販売努力をして売れ残った土地については基本的に町が買い取ることとなっている。しかし、強制力はなく、協議しだいで町が買い取るかは現段階では未定である。財政運営上考慮すべきことであり、計画の残り期間があるのでこれまで以上に販売努力をすべきである。

(10) ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）について

(ア) ふるさと応援寄附金は、自主財源の確保として有効であり、引き続き推進すべきである。

(11) 町有財産について

(ア) 町有財産の遊休施設や遊休用地を積極的に売却あるいは貸付を進め、財源確保と維持費の削減をはかるべきである。

(12) 基金について

(ア) 8 月に発生した大雨被害に対する災害復旧費の補正は、9 月定例会と 10 月の臨時会及び 10 月 31 日の専決処分を合わせて総額 322,742 千円となっている。今後の災害に備えて基金の積立を検討すべきである。

(イ) 地域振興基金は、町民の連携の強化及び地域振興をはかるために活用される基金であるので、有効に活用すべきである。

(13) 財政指標について

(ア) 財政力指数は、類似団体と比較して大幅に低い値となっている上、経常収支比率が年々悪化しており、プライマリーバランスに留意し、基金の取り崩しに頼らない財政運営に今後も努力すべきである。

(14) 自治体財政健全化法（財政指標比率）について

(ア) 5つの財政指標比率のいずれも健全段階にあり、今後も維持するために努力すべきである。

(15) 公会計について

(ア) 本町においては、平成21年度財務会計の更新を予定しており、それに合わせた形で作成システムの導入を検討しているが、単に作成するだけでなく、内容を理解し工夫するなどして、町民への町政の説明資料に活用するなど、4表の活用方法を検討すべきである。

以上、当委員会が今回調査を行った財政運営について意見を述べた。本町の財政状況は、基本的にはほぼ計画したように推移しているが、財政指標等の推移を見ると、厳しい状況であることがうかがえる。

本町は、これから大型事業に着手する時期を迎えているので、町では当委員会の調査報告も含め本町の財政状況をよく認識され、時代の変化に弾力的かつ適切に対応し、町の将来像である「自然はみんなのエネルギーいきいき元気な田園タウン」の実現をめざして、徹底的な経費の見直しと効率的な行政運営をはかりながら、英知と熱意を結集して、積極的に行財政改革をすすめ、限られた財源の効率的・重点的な配分に今後もつとめられるよう提言する。

庄内町の主な財政指標(決算統計要領による)

(単位：千円、%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	高島町 (H18)	河北町 (H18)	類似団体 (H18平均値)	
歳入総額	10,581,612	9,673,850	10,295,471	9,447,478	7,858,793	9,622,037	
歳出総額	10,269,283	9,274,900	10,012,788	9,105,946	7,757,297	9,126,098	
歳入歳出差引額	312,329	398,950	282,683	341,532	101,496	495,939	
翌年度繰越財源	66,862	8,115	2,796	4,849	0	-	
実質収支	245,467	390,835	279,887	336,683	101,496	445,645	
単年度収支	245,467	145,368	△ 110,948	51,910	△ 2,030	-	
積立金(財調)	577	731	1,870	80,241	258	-	
繰上償還金(任意)	0	0	103				
積立金(財調)取り崩し	38,000	0	0	63,617	160,381	-	
実質単年度収支	208,044	146,099	△ 108,975	68,534	△ 162,153	-	
標準財政規模	6,362,127	6,414,976	6,413,140	6,393,742	4,429,779	6,122,963	
基準財政収入額	1,895,889	1,930,820	1,897,413	2,355,206	1,862,077	3,734,154	
基準財政需要額	5,810,337	5,535,284	5,518,424	5,473,861	3,894,351	4,476,368	
財政力指数(3力年)	0.320	0.331	0.340	0.390	0.460	0.800	
実質収支比率(単年度)	3.9	6.1	4.4	5.3	2.3	7.3	
経常収支比率(単年度)	92.7	93.5	94.7	95.6	95.3	81.7	
うち	人件費	31.1	30.7	29.4	32.1	30.8	26.2
	物件費	10.5	11.0	11.2	11.7	11.9	12.7
	維持補修費	2.3	1.7	3.0	2.7	0.9	0.9
	扶助費	2.8	2.7	3.4	4.4	4.5	5.0
	補助費等	10.2	10.2	10.1	8.8	11.5	13.6
	公債費	25.2	24.8	24.1	21.9	19.0	14.5
	繰出金	10.5	12.4	13.4	14.0	16.7	8.7
公債費比率(単年度)	19.6	18.4	17.3	18.2	16.0	10.9	
起債制限比率(3力年)	13.8	14.0	13.8	13.5	9.9	8.4	
積立基金現在高(一般会計)	2,986,043	3,011,004	3,609,091	724,090	1,187,615	2,755,123	
うち	財政調整基金	437,557	438,288	440,158	231,719	32,185	1,464,605
	減債基金	468,478	529,231	622,351	90,101	310	-
	その他特定目的基金	2,080,008	2,043,485	2,546,582	402,270	875,120	-
地方債現在高	13,539,010	13,075,330	12,984,816	11,571,673	8,339,124	8,599,542	
債務負担行為限度額	1,116,483	1,058,559	958,718	4,523,311	1,270,408	-	
公債費負担比率(単年度)	21.5	21.8	21.0	19.1	16.8	12.9	
(繰上償還除く)							
実質公債費比率(3力年)	16.9	17.3	16.4	22.2	18.4	12.7	

* 経常収支比率と内訳は端数処理の関係で合致しないところもあります。

* H19公的資金補償金免除繰上償還18,300千円は、歳入歳出に含まれておりません。

年度別の推移

(単位:千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
地方交付税	4,580,154	4,444,664	4,484,680
町債	1,499,000	998,900	1,321,300
人件費	2,324,226	2,257,577	2,192,671
公債費	1,752,543	1,717,605	1,651,446
補助費	1,061,082	929,398	978,033
特別会計への繰出金	1,225,902	1,242,778	1,268,428
基金現在高	2,986,043	3,011,004	3,609,091
地方債現在高	13,539,010	13,075,330	12,984,816

町税の実績

(単位:円, %)

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			
	調定済額	収入未済額	徴収率	調定済額	収入未済額	徴収率	調定済額	収入未済額	徴収率	集改プの 数値目標
町民税	467,754,260	7,776,735	98.3	511,720,855	10,055,426	98.0	700,607,473	19,008,865	(▲1.6) 97.3	98.9
法人税	190,292,200	1,358,800	99.3	125,880,900	1,056,700	99.2	126,344,000	2,383,300	98.1	—
固定資産税	1,026,240,100	30,068,699	97.1	931,648,700	28,032,039	97.0	928,485,200	33,543,605	(▲1.6) 96.4	98.0
軽自動車税	54,931,800	1,379,600	97.5	55,896,400	1,430,200	97.4	56,533,500	1,426,700	(▲0.7) 97.5	98.2
都市計画税	83,799,100	2,474,304	97.0	75,218,700	2,633,111	96.5	74,218,600	3,286,989	95.6	—
町税計	1,968,055,099	43,058,138	97.8	1,839,438,616	43,207,476	97.7	2,022,576,254	59,649,459	97.1	—

()は対数値目標比

集改プ:集中改革プラン

職員数配置推移

(単位:人)

	正規職員数	適正化計画の数値目標	数値目標との比較	非正規職員数			非正規職員数合計	職員数合計
				嘱託職員	臨時職員	パートタイム職員		
H17.7.1	298	298	(±0)	39	46	49	134	432
H18.4.1	293 (▲5)	293 (▲5)	(±0)	63 (+24)	23 ▲23	68 (+19)	154 (+20)	447 (+15)
H19.4.1	287 (▲6)	288 (▲5)	(▲1)	61 (▲2)	23 (±0)	69 (+1)	153 (▲1)	440 (▲7)
H20.4.1	273 (▲14)	280 (▲8)	(▲7)	71 (+10)	22 (▲1)	84 (+15)	177 (+24)	450 (+10)
計	▲25	▲18	▲7	+32	▲24	+35	+43	+18

()は対前年比

人件費の人口1人当たり性質別歳出の類似団体比較(平成18年度)

(単位:円)

区分	庄内町	類団(V-1)	高畠町	河北町
人件費	92,539	68,867	86,430	79,193
うち職員給	57,748	47,495	56,789	48,669
投資的経費	41,760	54,559	33,392	70,752
うち人件費	1,135	1,473	975	1,147

今後想定される事業

(単位:百万円)

区分	事業費	財源内訳			補助事業名	起債名	説明
		国県補助金	地方債	一般財源			
教育施設耐震化	783	300	385	98	安全・安心な学校づくり交付金	学校教育施設等整備事業債 合併特例債	余目小4校662、余目中41、余目一幼~四幼80 学校教育施設等整備事業債他
八幡スポーツ公園	950		907	43		過疎対策事業債	屋内運動場430、屋外運動場 実施設計・用地取得・工事520
文化の森Ⅱ期	300		286	14		過疎対策事業債	用地取得・緑地公園整備300 過疎債
中心市街地活性化	420	163	238	19	電源地域産業関連施設当整備事業費補助金	合併特例債	新産業創造館基本・実施設計、 工事420
給食センター	610	64	485	61	安全・安心な学校づくり交付金	合併特例債	基本・実施設計管理29、 用地測量・購入・造成25、 建設・解体工事556
国営最上川下流農業水利	1,030		695	335		一般公共事業債	一般公共事業債
計	4,093	527	2,996	570			

用語説明

- 貸借対照表 資産、負債、資本の状況把握のための財務諸表。
バランスシートともいう。
- 行政コスト計算書 資産形成につながらないコスト面に着目し、行政サービスの提供のために、治自体がどのような活動を行ったかを示した財務諸表
- 純資産変動計算書 貸借対照表における純資産の期首から期末への要因別変動を詳細に分析した財務諸表。
- 資金収支計算書 現金の流れの状況を、一定の活動区分ごとに表示する財務諸表。キャッシュ・フロー計算書ともいう。
- 基準財政需要額 普通交付税の算定基礎となるもの。
- 財政力指数 過去 3 年間の平均値をいう。財政力を示す数値。
「1」に近いほど、財源に余裕がある。
- 実質収支比率 基準財政規模に対する実質収支額の割合。
概ね、3～5%程度が望ましい。
- 経常収支比率 財政構造の弾力性を測定する比率。
町村にあっては、70%程度が妥当と考えられている。
- 公債費比率 公債費の一般財源に占める割合。
- 起債制限比率 地方債の制限を表す比率。
過去 3 年間の平均が 20%以上は、地方債の許可制限あり。
- 公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合。15%が警戒ライン、20%が危険ライン、(財政運営上)
- 実質公債費比率 標準的な財政規模に占める借金返済額の割合。起債制限比率より厳格。過去 3 年間の平均値。比率が 18%以上で起債に許可が必要。25%以上で単独事業の一部で起債ができなくなる。
- プライマリーバランス 歳入合計から町債を除いた歳入額から、歳出合計から公債費を除いた歳出額を引いたもののこと。財政安定化の指標。

視察地 兵庫県川西市

1 視察年月日

平成 20 年 8 月 5 日(火)

2 視察の目的

『公会計とその活用について』

3 視察地の概要

川西市は、兵庫県の南東部に位置し、大阪や神戸の都市圏にある自然環境に恵まれた良好な住宅地として脚光を浴び、昭和 40 年ごろから中北部を中心に大規模団地の開発が相次ぎ、現在では都市機能の充実した 16 万人の都市である。

最近では、総務省が平成 21 年度(人口 3 万人以上の都市)まで整備することを義務付けている公会計 4 表をいち早く整備したことで知られている。

川西市の市勢は次のとおりです。(平成 20 年 3 月 31 日現在)

人口 1 6 0 , 8 2 3 人

世帯数 6 4 , 9 1 6 世帯

4 市の取り組みと概要

(1) 事業の開始と経緯

当初は、平成 10 年度に財政改革の一環で売却可能資産の調査から端を発し、平成 11 年度にバランスシートを作成、12 年度から行政コストの算出、18 年度から公会計 4 表を作成する。

(2) 事業の目的

公会計 4 表を作成し公開することで、市民に市の資源の配分と運用状況を説明し有用な財務情報を提供する。

(3) 対象者

全市民

(4) 事業の内容

平成 10 年度からの財政改革により財務諸表の作成に取組み、総務省が平成 21 年度(人口 3 万人未満の本町は 23 年度)まで公表を義務付けている公会計 4 表を、全国に先駆け平成 18 年度に作成、平成 19 年度に公表した。

平成 18 年度より、公会計 4 表とともに決算成果報告書と事業ごとの成果報告書を作成し、市政を詳細に把握するための資料としている。

(5) 実施しての成果

公会計 4 表や特に成果報告書は市民に対する市政の説明資料として役立っており、議会の調査の題材となっている。

また公会計 4 表の作成にあたっては、あえてシステムを導入せず手作業で作成することにより、担当職員の市政に対する理解度が高まり、市民に対する説明能力が身に付く結果となっている。

5 経費の状況

あえてシステムを導入せずに手作業で作成することでの担当職員の能力向上を評価し、今

後もシステム導入の考えは無いとのことであった。

6 実施にあたっての課題や方向性

- (1) 市民に対する出前講座で公会計 4 表をつかい市政を説明するも、エネルギーを費やす割には市民の関心の高まりは感じられないとのことであった。

出前講座を実践した経験則から、一般的な市民にとって総務省の指導に沿った書式の資料では理解しづらいことが一因と思われる。

今後の対策として作成した 4 表を、市民の理解しやすいものにアレンジしてゆく工夫と、その資料をもとに市民に説明していく理解度と説明能力(話術)を身につけていくことが必要である。

- (2) 今後、他自治体の公会計 4 表が出そろい総務省から公表された際、マスコミが上辺の数字だけを興味本位で比較し、市政に対する市民の誤解を招くことが想定される。

これからは、他自治体と比較してのインフラなどの環境整備率や行政サービスの質などの総合的できめの細かい、かつ分かりやすい説明をしていくことが必要である。

7 考察

財政破綻する自治体や破綻寸前の自治体が全国で散見される昨今、地方自治体には、自らの財政力を詳細に把握し、それを市民にわかりやすく伝え、市民と共通認識を持って行政の舵取りしていくことが必要とされている。

今回の視察を通して、市民に市政を理解していただくためには総務省のマニュアルどおりの資料では無理があることを痛感した。

本来、自らの財政力を把握するとともに、市民に対する説明資料とするための公会計 4 表を作成するのに、多大な経費を投入して作成システムを導入することで職員の理解が深まらないままに市民の理解困難な資料が出来上がるとすれば、これは行財政改革に逆行すると言わざるをえない。

市民が理解しやすいように公会計 4 表に工夫を凝らし手作業で作成し、作成の段階で得た知識を説明に生かすことこそ市民の負託にこたえることになる。経験則からそう確信しているとした担当課長の言葉が印象的であった。

本町においては作成システムを導入する方向で検討していると聞いているが、公会計 4 表作成の本来の目的を考えると、一度再考してみる必要を感じる。

最後に公会計 4 表の可能性について考えるとき、盤石の町づくりをしたうえでその充足度を詳細で解りやすいデータとして周辺自治体と比較できる形に作り上げることができれば、町民に満足感を実感してもらうことになる。

また新居の建築先として本町を選択してもらう際の検討材料として生きてくるのではないかと感じた。

視察地 奈良県葛城市

1 視察年月日

平成20年8月6日

2 視察の目的

本町は、合併4年目を迎え、行政改革も含め今後の財政運営のあり方がどうあるべきなのか問われている。そこで、「合併先駆自治体の合併後の現状と行財政の合理化、効率化への取組みについて」、本町より9ヶ月早く合併を行った兵庫県「葛城市」を視察研修することにした。

3 視察地の概要

(1)市の沿革

平成16年10月1日 新庄町、當麻町が合併し、葛城市となる。

(2)人口

36,120人(H.20.8.1現在)

男性 17,354人 女性 18,766人

世帯数 12,659世帯

(3)面積

26,712,439㎡	田	8,735,008㎡
	山林	7,383,186㎡
	宅地	4,602,973㎡
	その他	5,991,272㎡

4 葛城市の財政状況について

合併して5年目を迎える葛城市も国庫補助負担金及び地方交付税の改革並びに税源移譲といった「三位一体の改革」の影響を大きく受け、年々、大変厳しい財政状況となってきている。葛城市が目指している「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市～葛城」を実現できるよう、積極的に行財政改革を進め、限られた財源の効率的・重点的な配分に努める必要がある。以下8つの項目についての財政の推移については次の通りである。

(1)普通会計決算の推移

葛城市の決算は、現在一般会計のほか、国民健康保険特別会計など8つの特別会計と水道事業会計の合計10会計から構成されている。また葛城市の財政規模は、合併前の2町では合併準備経費をも含んでその額は140億円を超えたが、合併後は、緊縮財政のもと120～130億円台で推移しており、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、これまで黒字決算で推移してきた。

(2)歳入決算額の推移

自主財源の根幹をなす市税の伸び悩み、一般財源の主たる地方交付税の大幅な減少など、

厳しい状況に直面している。この穴埋めをする財政調整基金を始めとする積立基金の残高は、減少の一途をたどり、危機的に心配される状況となってきた。今後、新都市計画事業に伴う合併特例債の発行も行っていかなければならず、国の行財政の動向に十分注意を払い、限りある財源を効率的に活用する財政運営が緊急に迫られている。ちなみに、市税の動向としては、市内に業績順調な企業の存在などにより、市民税(法人)は増収の方向にあるのに対し、市民税(個人)は、地方の景気や税制改革などを反映し、平成19年度減収となっている。

(3) 地方交付税の推移

葛城市の場合、平成11年度まで42億円余りと年々増加になっていたが、平成12年度以降減額の一途となり、合併算定替えの支援設置、包括的算入措置等があっても歯止めに至らず、平成17年度には23億円余り、平成11年度に比べ18億7千万円の減少となり、財政運営を急激に圧迫している。

(4) 地方債(市債)の推移

葛城市では、地方債の利率見直し等の公債費対策を図ってきたことから、地方債の残高は、毎年減少しており、地方債に係る財政指標は、他の団体よりも下回っている現状である。しかし、今後、控えている新都市建設計画事業にかかる合併特例債の発行により、この指標が急激に上昇することのないように十分に注意を払う必要がある。

(5) 積立金の推移

増加傾向にあった基金残高が平成13年をピークとして51億円あったが、平成19年度当初には23億3千万円となり、27億7千万円の急激な減少になった。この現状解決のためには、強力な行財政改革を推進しなければならない。このままで行くと、近い将来、市の蓄えである基金が枯渇し、赤字団体になることが予測される。

ア 葛城市における積立基金 (H.19年度当初)

1. 財政調整基金	18億3千95万円
2. 減債基金	4千696万円
3. 教育基金	123万円
4. 社会福祉振興基金	3千345万円
5. ふるさと創生基金	3千766万円
6. 公共施設整備基金	18万円
7. 緑花基金	1千410万円
8. 公共住宅基金	2千251万円
9. 体力づくりセンター整備基金	1億7千893万円
10. 霊苑整備基金	2億1千482万円

(6) 性質別経費の推移

10年間で扶助費は2倍となっている。また、国保、老健、介護、下水道等、特別会計への繰り出金も2倍近くになっている。これらの経費は今後も増加の推移をたどるものと予測される。一方、減少となった基金への積立金の増加は見込めず、公債費については、合併特例債の

発行により逆に増加することも予想される。今後も現在以上に厳しい状況に追い込まれるものと考えられる。

(7)消費的・投資的経費の推移

消費的経費(人件費、物件費、扶助費等)については、H.12年度～15年度まで増加傾向にあったが、合併を境に減少に転じている。一方、投資的経費(建設事業費、災害復旧費)については、その年度により、必要に応じての投資であり、その団体の特徴に委ねられるところがある。

(8)財政指標の推移 (H.19年度当初)

ア 財政力指数 0.68

葛城市の財政力指数は県平均よりも良いものの、普通交付税にかなり依存している状況である。

イ 経常収支比率 92.4

経常一般財源と経常経費充当一般財源の差引が、財政的余裕度を意味しているが、この差し引き差額が年々減少している。財政的に余裕が無いことを示している。

ウ 実質公債比率 14.7

平成18年度から導入された新しい財政指標で、葛城市の場合、県平均より低いが、ここ2年間連続して上昇している。

エ 実質収支比率 1.3

県平均より低いものの、ここ2年間上昇傾向である。

5 行財政改革

財政状況について8つの推移をあげて述べたように、葛城市の財政は、非常に苦しい状況になっている。この打開策として常に言ってきたことが、行財政改革の推進であり、しかも緊急にその実施が望まれる。そこで、「集中改革プラン」を策定し、平成18年～平成22年までの5ヵ年で実施する新たな指針を示した。全部で12項目になる改革プランの中で、特に人件費の削減、事務事業の見直し、補助金の見直しにより、平成22年度までに約3億8千300万円の削減を見込んでいる。その他にも、民間委託等の推進を図り、業務委託の範囲についても見直し、また組織機構の再編ということで、各課の統合や、新設を行ったり、あるいは、定員管理の適正化ということで職員数の削減を考えている。

6 考察

合併時の事務事業の調整をする際、合併協議において『負担は低い方に、サービスは高い方に』ということで調整してきた経緯から、財政にしわ寄せが来ているように感じられる。そのため、葛城市は、補助金の2割カットと組織機構の見直しを行った。また、定員管理の適正化ということで、退職者の3分の2補充を実施した。しかし、財政の実態は非常に厳しい現状である。そういう意味では、業績順調な企業が市に与えてくれる財源は非常に大きいと言える。財政が

年々厳しさを増していく中で、『葛城市集中改革プラン』を策定し、健全な財政運営に近づけようとしているのが感じられた。本町でも、『庄内町集中改革プラン』を策定しており、実施することの重要性を感じた。

視察地 兵庫県篠山市

- 1 視察年月日 平成 20 年 8 月 7 日(木)
- 2 視察の目的
『合併特例債を活用しての効果と財政状況について』
- 3 視察地の概要

篠山市は、平成 11 年に篠山、西紀、丹南、今田の 4 町で平成の合併特例法のもと合併第 1 号として誕生した人口 45,000 人の市である。

兵庫県の中東部に位置し、主要都市である大阪、京都からそれぞれ 40～50 km にあって、兵庫県の内陸地域として、自然環境の豊かな生活・文化圏域である一方、篠山盆地といわれるだけに四方を山に囲まれ、全面積の 7 割を占めている。

篠山市の市勢は次のとおりです。(平成 20 年 6 月末現在)

人口 45,830 人
世帯数 16,404 世帯

4 市の取り組みと概要

(1) 事業の開始と経緯

平成 11 年に平成の合併特例法適用第 1 号として注目され合併した。特例債を発行しての大型事業を多く実施したことで、合併の優位性をアピールするモデルとして全国的に注目されるが、平成 16 年からの三位一体の改革による地方交付税の総額抑制により、厳しい財政状況が続いている。

この財政状況を打開するため、平成 20 年に篠山再生計画(案)を作成し、市民との共通認識を持って財政再建に取り組もうとしており、現在では、合併後の財政再建のモデルとして全国的に注目されている。

(2) 事業の目的

共通の文化圏にある 4 町で合併することで行政効率をあげると共に、特例債を起債しての大型事業の実施や、算定替特例などの財政支援を受けることで財源を確保し安定的な市政を実現する。

5 事業の内容と経費(特例債発行額)の状況 (単位：百万円)

平成 11 年～13 年	チルドレンミュージアム建設	1,713.3
平成 11 年～13 年	火葬場建設	1,941.5
平成 11 年～20 年	篠山口駅周辺整備	574.5
平成 11 年～21 年	広域道路ネットワーク整備	1,289.4
平成 12 年～14 年	中央図書館建設	1,712.7
平成 12 年～14 年	市民センター建設	1,302.5
平成 12 年～17 年	県水導入事業	3,821.0
平成 13 年～15 年	薬師温泉施設整備	839.0
平成 14 年～15 年	中学校移転改築	2,587.7
平成 17 年～18 年	給食センター整備	714.7

平成 19 年

防災行政無線

18.0

総発行額 16,419.9

(1) 実施しての成果

合併して 10 年の間に、合併前からの広域課題であった清掃センター、斎場、県水の導入、下水道整備をはじめ中学校改築、給食センター整備、温泉施設整備などの教育・福祉の施設を特例債を発行することにより効率的に整備し新生市の都市基盤を築いた。

6 実施しての課題や方向性

(1) 短期間に集中的に大型事業を実施した結果、市債の返済が平成 20 年度からは年 50 億円に達し、特別会計への支出も年々増加傾向にある。

交付税も三位一体の改革により削減され、平成 19 年度には財政調整基金から 9 億円を取り崩すことで必要な予算を確保している。

20 年度以降も年 5 億円前後の収支不足となり、平成 27 年度には財政調整基金と減債基金については底をつく見通しとなっている。

平成 23 年度には実質公債費率も 24.9 パーセントとなる見通しで、市の収支のバランスは崩れ極めて深刻な財政状況に陥っている。

(2) 市では、危機的な財政状況を打開するべく平成 20 年度～平成 22 年度までの財政改革案を篠山再生計画(案)として発表した。

篠山再生計画(案)は次のとおりである。

(効果額は平成 22 年度までの合算額)

ア 給与の見直し

市長 20%削減(期末手当30%削減)

副市長・教育長 15%削減

正規職員 10%削減

効果額 80,910 万円

イ 職員定数の見直し

3 年間で 50 人削減

効果額 53,830 万円

ウ 支所機能の見直し

6ヶ所あった支所を 4か所に削減

効果額 500 万円

エ 公共交通機関の見直し

コミュニティーバス廃止

効果額 1,334 万円

オ 施設の休館

西紀運動公園、チルドレンミュージアム、さぎそうホール

効果額 14,011 万円

カ その他議員定数・報酬の見直し、補助金・負担金の見直し、組織機構の見直し、自主財源の確保などの財政改革により平成 22 年度には、単年度に 13 億 1 千万円の歳出カットを達成する見込みである。

また、平成 22 年度から合併後 10 年間の算定替特例が終わり段階的に交付税が削

減されることから、この改革を達成してなお収支バランスが取れる状況に転じるまでには、さらに10年以上かかる見込みである。

7 考察

ゴールドラッシュのような平成の大合併も一段落し、全国の自治体で合併したもの、合併を模索するものの立場から検証が始まった。

今回視察した篠山市は、平成の大合併のモデルケースから、合併後の再生モデルケースとして「篠山再生計画(案)」を示したわけであるが、発表したのは今年の7月で、市民の皆さんに理解をいただくのは、これからであり、今後、行政としての対応が注目される。

篠山市は平成11年に合併し、同年から特例債を発行した大型事業に着手しており、国の三位一体の改革が始まる平成16年度には、もう引き返せないところまで来ていたとのことであった。

今ここにいたり、市民からは、あの施設は贅沢だった、あの施設は無駄だったとの声が聞えてくるとのことであった。

実施しての課題や方向性で示した「篠山再生計画(案)」にあるように特例債やみなし過疎債を発行して各地域に整備した施設の内、いくつかが休館となる予定であり、担当職員に「当時、合併前の駆け込み事業や、合併のご褒美事業が無かったのか」と聞きづらい質問をあえてしたところ、それは無かったとのことであった。

本町でも、特例債を発行した大型事業の着手を目前に控え、各計画を、より精査し、町長の口癖である「あったら便利は無駄」を肝に銘じるときである。

説明された篠山市の財政状況で一番気になったのは、水道会計に対する一般会計からの繰り出しであった。

平成20年度に2億円繰り出ししており、平成21年には4億円を繰り出しする予定であると聞き驚きを隠せなかった。

前に示した「篠山再生計画(案)」も税金や水道料などの市民に身近な公共料金は値上げをしないことが前提となっており、市民とともに篠山市を再生するのであれば、まずは、ここから手を付けるべきではないかと感じた。

視察を終えて感じたのは、大合併の金科玉条『サービスは高いほうに、負担は低いほうに』の呪縛から逃れることの困難さであった。

合併後の再生のみならず、行政すべからく市民との共通認識を持って進めることが重要であり、またその困難さを考えると篠山再生は、この原点に立ち返り市民とともに取り組めるかどうかにかかっていると感じた。